枚方市高齢者と障害者の地域見守り活動に関する協定書**（案）**

　枚方市（以下「甲」という。）と＜会社名＞店（以下「乙」という。）は、高齢者と障害者のうち行政による支援が必要と思われる者（以下「要支援者」という。）の見守りに関し、次のとおり協定を締結する。

　（趣旨）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、要支援者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守りを行うことにより、要支援者の異変を早期に発見して必要な支援を行うことを目的とする。

２　この協定は、前項の目的を達成するため、必要な事項を定めるものとする。

　（目的）

第２条　乙及び乙の従業員は、乙の業務の実施に際し、要支援者の異変を発見したときは、当該業務に支障のない範囲で、甲に連絡するものとする。

２　この協定において、「異変」とは、日常の生活において明らかに不自然な状況をいう。

３　乙は、乙の従業員に対し、この協定の内容を周知するものとする。

　（通報）

第３条　乙及び乙の従業員が甲に連絡する要支援者の情報は、氏名、住所及び異変に関する事項のうち把握したものとする。

２　乙は通報に要する費用を負担するものとする。

　（守秘義務）

第４条　甲と乙は、この協定による活動に関して知り得た個人情報や関連情報を第三者に漏らしてはならない。

２　乙及び乙の従業員は、この協定に関して知り得た個人情報を他の目的に利用してはならない。この協定の有効期間終了後もまた同様とする。

（免責事項）

第５条　乙及び乙の従業員は、第２条第１項の規定による連絡の有無にかかわらず、要支援者に生じた問題について、甲に対してその責任を負わないものとする。

２　乙及び乙の従業員は、要支援者の異変に関する連絡が誤報であった場合においても、甲に対してその責任を負わないものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日からその効力を有し、甲又は乙がその相手方に対し、書面をもって反対の意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

　（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

　　　令和　年（　　　年）　　月　　日

甲　枚方市大垣内町２丁目１番２０号

枚方市長

乙　＜住所＞

＜会社名＞

＜代表者名＞